

## ユニフォーム等への宣伝広告掲出に関する取り扱いについて

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

### 1. 趣旨

公認野球規則 3.09 では、競技用具には、それらの製品のための不適当かつ過度な商業的宣伝が含まれてはならないと規定されている。ただし、本連盟では下記の通り、ユニフォーム等について、昨今の厳しい経済情勢の中、チームが野球を継続することに対し、支援を受けている企業、店舗等のロゴ、企業名等を掲出することを可能とする。

### 2. チーム協賛社ロゴ・企業名の掲出数量

チームにより事情が異なると想定するが、公認野球規則に記載の「過度な商業的宣伝が含まれてはならない」を鑑み、掲出可能範囲は下記の通りとする。

#### ■掲出可能範囲について

一般部ならびに少年部（少年・学童）を統一して下記の通りとする。

No	品目	位置	数量	大きさ
1.	ユニフォームシャツ	・右袖 ・前面の場合はチーム名の上部 ・背面の場合は背番号の上部	左記のうち、いずれか 1 か所	前面及び右袖：縦 6 cm × 橫 6 cm 以下 背 面：縦 3 cm × 橫 6 cm 以下
2.	ユニフォームパンツ	・前面上部もしくは背面上部	左記のうち、いずれか 1 か所	縦 6 cm × 橫 6 cm 以下
3.	帽子	・側面もしくは背面	左記のうち、いずれか 1 か所	縦 3 cm × 橫 6 cm 以下

\*左袖には都道府県名の掲出のみとしているため、協賛社ロゴ等を掲出することができない

\*少年部で日本中学校体育連盟に加盟しているチームは、協賛社ロゴ等を掲出することができない

\*各種全国大会時に特別協賛社のワッペンを右袖に掲出する場合は、特別協賛社ロゴ等の掲出を優先する

\*協賛社ロゴ等を掲出する場合、掲出場所はチームで統一すること。

\*シャツ・パンツ・帽子のそれぞれに同一協賛社ロゴ等を掲出すること、若しくは、異なる 3 社の協賛社ロゴ等をシャツ・パンツ・帽子に 1 か所ずつ掲出することは差し支えない。

以上

令和 3 年 10 月 14 日理事会承認